

# 今後の予定

資料-7



## 宮川桜堤の保全・利用促進協議会（仮称）

### 設立趣旨（素案）

宮川右岸堤防（桜堤）は、昭和 12 年に三重県の名勝指定を受けており、日本さくら名所 100 選にも選定された景勝地であり、突出し堤や境楠等の歴史的土木遺産、文化遺産も内在していることから、地域はもとより広く市民に親しまれる空間になっている。

一方、近世につくられた歴史的土木遺産（突出し堤）が現存しており、本堤への水勢を弱める（流速低減）などの治水機能を今も発揮している。

そのため、宮川右岸堤防を市民の皆様が親しまれる安全な堤防にするため整備を進め、平成 28 年度末には一部を除き景観等に配慮した宮川右岸堤防（桜堤）約 700m が概成した。

そこで今後は、景観等に配慮して改修された宮川右岸堤防（桜堤）について、学識経験者及び地元関係者の方々から、景観や歴史等、様々な観点から意見・助言をいただき、名勝にふさわしい景観等を保持し、必要な案内看板等を整備して観光利用を促進させることを目的として、ここに「宮川桜堤の保全・利用促進協議会（仮称）」を設立するものである。

## 宮川桜堤の保全・利用促進協議会（仮称）規約（素案）

（名称）

第1条 本会は、「宮川桜堤の保全・利用促進協議会（仮称）」（以下、「協議会」という。）と称する。

（目的及び設置）

第2条 景観に配慮して改修した宮川右岸堤防（桜堤）について、学識経験者及び地元関係者の方々から、景観や歴史等、様々な観点から意見・助言をいただき、名勝にふさわしい景観を保持し、必要な案内看板等を整備して水辺空間の魅力向上による観光利用を促進させることを目的として、三重河川国道事務所長（以下、「所長」という。）が設置する。

（組織等）

第3条 協議会の委員は別紙のとおりとする。

2. 学術及び地区代表委員は所長が委嘱し、任期は4年とし再任は妨げないものとする。
3. 委員に欠員が生じた場合は、必要に応じて委員の補充を行うものとする。
4. 協議会は、必要に応じて専門的な知識を有する者を招聘し、意見を聞くことができる。

（情報公開）

第4条 協議会の会議、会議資料については、原則として公開とする。

（会議）

第5条 協議会には会長をおくこととし、別紙のとおりとする。

2. 協議会の議事進行は会長が行う。副会長はその職務を代行できる。
3. 協議会の招集・開催は、所長が行う。
4. 協議会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
5. 行政並びに外郭団体の各委員は、代理出席を認めるものとする。

（守秘義務）

第6条 委員等は、協議会で知り得た内容等の秘密を外に漏らしてはならない。また、委員等の職を退いた後も同様とする。

（事務局）

第7条 協議会の事務局は、国土交通省三重河川国道事務所工務第一課と伊勢市都市整備部監理課が行うものとする。

（規約の改正）

第8条 本規約の改正は、協議会で定めるものとする。

（その他）

第9条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会においてこれを定める。

付 則

（施行期日）

この規約は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

## 宮川桜堤の保全・利用促進協議会（仮称） 委員等構成メンバー（素案）

### 委員

|    |      |        | 所属等              | 氏名                  | 摘要                               |
|----|------|--------|------------------|---------------------|----------------------------------|
| 1  | 学術   | 学識経験者  | 皇學館大学 名誉教授       | おかだ のぼる<br>岡田 登     | 景観検討委員会委員（～H29）<br>（専門分野）歴史・文化   |
| 2  | 〃    | 〃      | 三重大学大学院 工学研究科准教授 | あさの さとし<br>浅野 聡     | 景観検討委員会委員（～H29）<br>（専門分野）都市・景観計画 |
| 3  | 地区代表 | 地元代表者  | 中島学区まちづくり協議会会長   | きのもと かつみ<br>木野本 勝美  |                                  |
| 4  | 〃    | 〃      | 宮川町町内会 会長        | たなか みのも<br>田中 實     |                                  |
| 5  | 〃    | 〃      | 京町自治会 会長         | すぎやま けんぞう<br>杉山 謙三  | 景観検討委員会委員（～H29）<br>楠奉賛会会長        |
| 6  | 〃    | 〃      | 中島町内会 会長         | すぎやま ひさお<br>杉山 久雄   |                                  |
| 7  | 〃    | 〃      | 小川町町内会 会長        | にしむら ただお<br>西村 忠雄   |                                  |
| 8  | 行政   | 国土交通省  | 三重河川国道事務所 副所長    | せこ しんいち<br>瀬古 眞一    | 堤防の管理                            |
| 9  | 〃    | 伊勢市    | 都市整備部 部長         | ほり たけし<br>堀 毅       | 宮川堤公園の管理<br>度会橋橋詰広場の管理           |
| 10 | 〃    | 〃      | 産業観光部 部長         | すずき まさと<br>鈴木 正人    |                                  |
| 11 | 〃    | 〃      | 教育委員会事務局 事務部長    | さかもと すずむ<br>坂本 進    | 名勝宮川堤（桜）の管理                      |
| 12 | 外郭団体 | 公益社団法人 | 伊勢市観光協会 専務理事     | にしむら じゅんいち<br>西村 純一 |                                  |

### 顧問

|       |  |  | 所属等        | 氏名               | 摘要                             |
|-------|--|--|------------|------------------|--------------------------------|
| 学識経験者 |  |  | 中部大学工学部 教授 | まつお なおき<br>松尾 直規 | 景観検討委員会委員長（～H29）<br>（専門分野）河川工学 |

### 事務局

|       |  |  | 所属等             | 氏名 | 摘要          |
|-------|--|--|-----------------|----|-------------|
| 国土交通省 |  |  | 三重河川国道事務所 工務第一課 |    |             |
| 伊勢市   |  |  | 都市整備部 監理課       |    | 伊勢市窓口       |
| 〃     |  |  | 〃 基盤整備課         |    | 度会橋橋詰広場の管理  |
| 〃     |  |  | 〃 維持課           |    | 宮川堤公園の管理    |
| 〃     |  |  | 産業観光部 観光振興課     |    |             |
| 〃     |  |  | 教育委員会事務局 文化振興課  |    | 名勝宮川堤（桜）の管理 |

（敬称略）

## 本委員会を協議会に移行する提案の根拠

※現地視察会（3/3, 3/11）の意見交換会でいただいた意見より

- 未整備箇所が残っている状態で観光地（桜堤）としてPRするなら今の状態は良くない。【整備・利用】
- 現地視察箇所（桜堤）を歩いた所にいよいよサインがついて歩き方等の案内が設置されると、この整備事業の意味が市民の方々に伝わってすごく良いものとなる。【整備・利用】
- 伊勢市の橋詰広場周辺整備の際に案内看板を設置する予定である。【整備】
- 土木遺産に選ばれたことは川沿いに住んでいる人だけでなく、伊勢市民全体に知ってもらった方がよい。【宮川桜堤】
- 最近は桜のイメージも定着しつつあるので、看板の設置などもっとしっかり整備を進めて欲しい。【整備】
- 棒堤の附近の整備時には、景観のことを考えると桜の渡しの3本の松は絶対に植えて欲しい。【整備】